省　令

○文部科学省厚生労働省令第二号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月十四日

文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令

公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第二中「[illegible]」を「[illegible]」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

規　則

○公正取引委員会規則第五号

公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月十四日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

（公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電子情報処理組織による申請等） **第四条**　［略］ 2　［略］ 3　前二項の規定により申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信し、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十八条の二第六項の規定によるカード代替電磁的記録を送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等が当該申請等を行った者を確認するための措置を別に指定する場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。 ［一～三　略］ ［4・5　略］ （氏名等を明らかにする措置） **第十条**　法第六条第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第四条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって同条第三項各号に掲げるものと併せてこれを送信すること、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の二第六項の規定によるカード代替電磁的記録を送信すること、又は第四条第三項ただし書に規定する措置を行うことをいう。 ［2・3　略］	（電子情報処理組織による申請等） **第四条**　［同上］ 2　［同上］ 3　前二項の規定により申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等が当該申請等を行った者を確認するための措置を別に指定する場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。 ［一～三　同上］ ［4・5　同上］ （氏名等を明らかにする措置） **第十条**　法第六条第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第四条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって同条第三項各号に掲げるものと併せてこれを送信すること又は同項ただし書に規定する措置を行うことをいう。 ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。